

調布市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

(1) 意見の募集期間

令和8年2月4日(水)～令和8年3月6日(金)

(2) 周知方法

市報(令和8年2月5日号, 2月20日号)及び市ホームページ

(3) 資料の閲覧場所

文化会館たづくり西館4階健康推進課, 神代出張所, 公文書資料室, 各図書館(深大寺分館除く), 各公民館, 各地域福祉センター(染地除く), みんなの広場(たづくり11階), 教育会館, 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 子ども家庭支援センターすこやか

(4) 意見の提出方法

氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメール, インターネット専用フォームで市役所健康推進課まで提出

※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

(1) 意見提出件数:6件(3人) ※全てインターネット専用フォームにより提出

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	0件
第1部「総論」に対する意見	3件
第2部「各論1実施体制」に対する意見	0件
第2部「各論2情報収集・共有, リスクコミュニケーション」に対する意見	0件
第2部「各論3まん延防止」に対する意見	1件
第2部「各論4ワクチン」に対する意見	1件
第2部「各論5保健」に対する意見	0件
第2部「各論6物資」に対する意見	0件
第2部「各論7市民生活及び地域経済の安定の確保」に対する意見	1件
その他の意見	0件

(2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

項目	No	御意見の概要	市の考え方
第2部「各論3まん延防止」 P29 3-1準備期(まん延防止)(1)イ	1	3-1(1)イに「市は、日頃からの健康維持・健康管理(食事, 休養, 喫煙などの生活習慣の改善)が疾病予防につながり, かつ罹患した際の重症化予防に資することについて普及啓発を行う。」とあるのは、良いと思います。 特に、喫煙は、インフルエンザに罹患しやすくなる、重症化しやすくなる、といったエビデンスも多く報告されていますので、引き続きインフルエンザ蔓延予防のためにも、喫煙に関する周知啓発を重ねていただけたらと思います。	タバコの有害物質は、血流を悪くして免疫力を低下させ、呼吸器感染症の罹患リスクと重症化リスクを高めると言われています。 平時からタバコの有害性について周知啓発を図っていくとともに、受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守るため、引き続き、関係機関と連携し、幅広く禁煙や受動喫煙防止の周知・啓発に努めて参ります。
第2部 各論 4 ワクチン	2	本計画案には、過去の感染症流行児において、接種したが感染した、接種したが重症化した、接種しなかったが感染しなかった、接種しなかったので重症化した、などのデータの記載がありません。インフルエンザ・コロナにおいてどの程度有効か数値や分析が示されていないものを市が推奨する、かつ予算を投じるのは反対です。住人の年齢や環境でも変わってくると思いますので、全国や東京都データではなく調布市のデータを集めるべきです。データの透明性を確保できないのであれば、市としての優先順位を下げるべきだと思います	<p>新型コロナワクチンについては、有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、令和6年秋冬の接種において用いられたJN.1系統対応ワクチンの効果として、新型コロナウイルス感染症による入院を約45～70%程度予防した等の報告が国内外でなされています※1。</p> <p>インフルエンザワクチンについては、国内の研究によると、65歳以上の高齢者福祉施設に入所している高齢者については34～55%の発病を阻止し、82%の死亡を阻止する効果があったとされています※2。</p> <p>御提案いただいた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく防疫及び調査等に関する業務は、東京都多摩府中保健所の所掌事務となっており、東京都は「国から示される公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う※3」としています。</p> <p>また、市が実施する新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチン等の定期予防接種は、予防接種法に基づき国から市町村へ義務付けられた法定受託事務として実施しており、予算の優先順位付けをして実施する事務ではありません。</p> <p>※1 VERSUS Study第12報(2025), MMWR.2025;74:73-82, Nat Commun. 2025;16:4033 ※2 平成11年度 厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症研究事業「インフルエンザワクチンの効果に関する研究(主任研究者:神谷齊(国立療養所三重病院))」 ※3 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画改定素案」に対する意見募集結果について</p>
第2部 各論 7 市民生活及び 地域経済の安定の確保	3	親がどうしても休めない場合の預け先、もしくは休業により給与が減ってしまうパートタイムの方への支援。また、保護者が感染し休養を要する場合の支援(例えば子供や介護者への食糧配布など)、など具体的な支援があると良いと思う。当然、人員や予算が足りないと思いますので、Q1に記述したワクチンに関する見直しが必要になってくると考えます。	<p>新型インフルエンザ等の大規模な感染症発生時には、保育施設等の休園や学級閉鎖により、保護者の就労継続が困難となる場合や、保護者が感染した際の家庭支援の必要性が想定されます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大時には、保育園等の休園によりエッセンシャルワーカー等が職務に従事できなかった課題も踏まえ、子どもの安全確保と社会機能維持の両立に向けた対策が必要であると認識しています。</p> <p>市においては、市内の感染状況を踏まえつつ、子どもの預け先の確保に関する支援のあり方や保護者が感染した場合の生活支援、休業等に伴う経済的支援について、国や東京都の方針を踏まえ、関係機関と連携しながら検討してまいります。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
	4	<p>意見① マスク推奨における判断基準の明確化について 【該当箇所】 第1部 総論 第4章「対策実施上の留意点」(1)基本的人権の尊重、および第2部 各論 第3章「まん延防止」3-1準備期(1)ア・イ、3-2初動期(1)イ、3-3対応期(1)ア 【意見・問題提起】 計画は「換気、マスクの着用等の咳エチケット」を準備期・初動期・対応期を通じて市民への普及啓発・実践推奨の対象として繰り返し掲げています。また第1部では「基本的人権の尊重」「必要最小限」の原則が明記されており、強制ではなく推奨・啓発であることは理解できます。しかし、新型コロナ対応の教訓として、マスク推奨が感染状況・病原性・感染経路に関わらず長期間にわたって継続し、以下のような弊害が生じたことは広く認識されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児・児童の表情読み取り能力や言語発達への影響 ・聴覚障害者・難聴者におけるコミュニケーション障害の深刻化 ・夏季における熱中症リスクの増大 ・推奨根拠が不明確なまま慣例化し、市民の自律的判断を妨げる形式的遵守の常態化 <p>現行計画案では、いかなる病原性・感染経路・感染状況においてマスク着用が有効かという科学的根拠と、それに基づく発動・解除の判断基準が明示されていません。「基本的人権の尊重」を原則に掲げながら、具体的な歯止めがないまま推奨が継続されると、再び形式化・長期化するリスクがあります。</p> <p>【提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用推奨を行う際は、病原性・感染経路(飛沫・エアロゾル・接触等)・流行状況に関する科学的根拠を示した上で判断することを計画に明記すること。特に、エアロゾル感染が主体でない感染症についてはマスク効果が限定的であることを踏まえた柔軟な対応を可能とする条文を設けること。 ・マスク推奨の開始・継続・解除に係る判断基準(感染段階の移行基準、感染経路の確定状況等)をガイドライン等に明示し、市民が自律的に判断できる情報環境を整備すること。 ・乳幼児・児童、聴覚障害者・難聴者、高齢者等、マスク着用によって特段の不利益を被る可能性がある層に対する配慮規定を計画本文または関連ガイドラインに盛り込むこと。 	<p>マスク着用を含む感染対策に関する専門家の意見・科学的知見については、第116回(令和5年2月8日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料(以下「提出資料」という。)として、厚生労働省ホームページに掲載されています。</p> <p>マスク着用については、感染性粒子の飛散を防ぎ、周囲からの吸入を抑えることで、一定の感染リスク低減効果があるとされています。一方で、提出資料にもあるとおり、マスク着用に関する科学的知見は今後の研究により更新される可能性があり、加えて病原性・感染経路・市中の流行状況などにより効果の程度も異なります。</p> <p>このため、現時点で一律の判断基準を計画に設けることは適当ではないと考えております。国・東京都からの通知や最新の科学的知見、保育・教育現場の状況等を総合的に踏まえ、必要性を判断しながら柔軟に対応してまいります。</p> <p>また、乳幼児・児童、聴覚障害者・難聴者、高齢者等、マスク着用によって不利益を受けやすい方々への配慮は重要であると認識しております。引き続き、周知の際の説明や現場対応において、適切な配慮が図られるよう努めてまいります。</p> <p>※厚生労働省ホームページ「マスク着用の考え方について」</p>
第1部 総論	5	<p>意見② 感染対策措置の発動・解除基準の明確化について 【該当箇所】 第1部 総論 第3章「発生段階の考え方」、第4章「対策実施上の留意点」(3)危機管理としての特措法の性格への留意、および第2部 各論 第3章「まん延防止」3-3対応期(2)不要不急の外出自粛の要請 【意見・問題提起】 計画は、外出自粛要請・施設使用制限等の措置について「必要に応じて」「状況に応じて」という記述にとどまり、具体的な発動・解除の基準が示されていません。新型コロナ対応では、緊急事態宣言の発出・解除をめぐって判断根拠が不透明であったと多くの市民・専門家から指摘されました。計画第4章では「基本的人権の尊重」「必要最小限」と明記されている一方、対応期の記述では「強く要請する」「徹底」という表現が複数見られ、制約の程度と根拠が不釣り合いです。経済・社会活動への影響が大きい措置を講ずる場合は、その必要性の判断根拠が透明でなければ市民の理解と信頼は得られません。</p> <p>【提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各発生段階(準備期・初動期・対応期)の移行判断に用いる主要指標(病原性・致死率・医療提供体制の逼迫度等)を、計画本文またはガイドラインに例示すること。数値基準の設定が困難な場合も、判断プロセスと関与する専門家の役割を明記すること。 ・外出自粛要請・施設使用制限等の社会経済活動に影響する措置については、発動時に市民に対して科学的根拠と期間見通しを速やかに情報提供・共有することを計画に明記すること。 ・措置の解除基準もあわせて示すことで、出口戦略を市民と共有し、過度な不安や自粛の長期化を防ぐ仕組みを整備すること。 	<p>外出自粛要請や施設使用制限といった市民生活・社会経済活動に大きな影響を及ぼす措置については、発動・解除の判断根拠や情報提供の在り方が、市民の理解と信頼を得るうえで極めて重要であると認識しています。</p> <p>発生段階の移行判断については、政府新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「政府行動計画」)において、下記のとおり段階区分と移行の考え方が定められており、東京都行動計画でも同様の整理がされています。</p> <p>調布市の行動計画の改定にあたっては、国および東京都の行動計画との整合性を図っており、発生段階についても国および東京都の判断と連動して移行していくこととなります。</p> <p>外出自粛要請や施設使用制限等の措置については、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」)に基づき、政府対策本部長または都道府県対策本部長が実施主体となるため、市独自で具体的な措置内容や数値的な発動・解除基準を定めることはできません。</p> <p>〈政府行動計画における発生段階〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 準備期: 新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで 2 初動期: 発生を覚知してから政府対策本部が設置され、基本的対処方針が定められ実行されるまで 3 対応期 <ol style="list-style-type: none"> (1) 封じ込めを念頭に対応する時期 (2) 病原体の性状等に応じて対応する時期 (3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (4) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 <p>しかしながら、こうした措置の必要性や判断根拠に関する情報が市民に十分に伝わらなければ、不安や負担感が増すだけでなく、対策への協力にも影響を及ぼす可能性があります。そのため市としては、国・東京都が示す判断基準や専門家の評価の内容、措置の必要性や科学的根拠、見通しや解除条件等について、可能な限り速やかに、わかりやすく市民にお知らせすることが重要であると考えており、本計画においても情報提供の充実を位置付けています。今後も、国・東京都の動向や新たな知見を踏まえながら、丁寧な情報提供に努めるとともに、市民の不安や負担感の軽減に努めてまいります。</p>
	6	<p>意見③ 誹謗中傷・差別防止に関する実効的な取組の明記について 【該当箇所】 第1部 総論 第4章「対策実施上の留意点」(1)基本的人権の尊重 【評価と追加意見】 計画が「感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の偏見・差別は決してあってはならない」と明示した点は評価します。新型コロナでは、感染者・濃厚接触者・医療従事者やその家族が職場や地域で深刻な差別・排除を受けた事例が数多く報告されました。</p> <p>一方、現行計画案では「防止すべき課題である」という宣言的記述にとどまり、具体的にどのような取組を行うかが示されていません。</p> <p>【提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有事における誹謗中傷・差別防止の具体的取組(広報・啓発の内容と実施タイミング、相談窓口の設置等)を第2部 各論 第2章「情報収集・共有、リスクコミュニケーション」の対応期に盛り込むこと。 ・準備期から、市民向けの感染症と差別に関する啓発(学校・地域団体等を通じた教育を含む)を実施することを計画に明記し、有事に差別が起きにくい地域文化の醸成を図ること。 <p>以上3点について、計画案の改善・補強をお願いいたします。新型コロナ対応の経験と教訓を真摯に踏まえ、科学的根拠に基づく透明な意思決定と基本的人権の実質的な保護が両立された計画となることを期待しております。</p>	<p>感染者やその家族、医療・介護従事者等に対する誹謗中傷や差別を防止することは、感染症対策を適切に進めるうえで極めて重要であると認識しております。</p> <p>特措法においては、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護するための総合的な対策を国が講ずることとされており、政府行動計画においても偏見・差別の防止に関する取組が示されています。市町村は、国が定める基本的対処方針に基づき、地域における対策を的確かつ迅速に実施する責務を担っております。</p> <p>そのため、広域的・全国的な発信や社会全体への啓発など、市域を超える対策については国が主体となって実施すべきものと考えております。</p> <p>一方で、市としても、地域で差別や誹謗中傷が生じにくい環境づくりを進めることは重要であると認識しており、可能な範囲で次のような取組を行うことを検討してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時には、国の要請に基づき市が設置するコールセンター等において、市民からの相談に適切に対応すること。 ・国や東京都から提供される正確な情報を、市としても分かりやすい形で発信し、誤情報や不安に基づく偏見・差別の発生を抑制すること。 ・平時から、国・東京都の啓発資料等を活用しつつ、市民向けの情報提供や学校・地域団体等と連携した取組について検討すること。 <p>この度は、貴重な御意見をいただきありがとうございました。</p> <p>科学的根拠に基づき、市民の基本的人権が尊重されるよう、より実効性のある計画となるよう努めてまいります。</p>

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。